

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和元年8月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	4件

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900004号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1900004号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の船舶所有者Aにおける船員保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女(妻)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和25年1月1日から昭和27年1月1日まで

夫(訂正請求記録の対象者)は、昭和20年頃から昭和27年頃までA氏が所有するB船の船員としてマグロの遠洋漁業に従事していたと言っていた。また、船舶所有者の親族から、船員保険には昭和25年頃から加入していたと聞いており、給与から船員保険料を控除されていたので、請求期間について、船員保険の被保険者期間として年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、「夫は、昭和20年頃からA氏が所有するB船に乗船していたと言っていた。船舶所有者の親族から、船員保険には昭和25年頃から加入していたと聞いている。」旨主張しているが、船舶所有者であるA氏、請求者が請求期間当時の同僚として名前を挙げた者及び請求期間に船舶所有者Aに係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者は、全員、死亡又は連絡先不明である上、船舶所有者の親族は、「請求者の夫が乗船していたことは間違いないが、時期はよく覚えていない。船員保険に加入したのは昭和25年か昭和26年頃だったと思うが、請求者の夫が、請求期間に船員保険に加入していたかどうか分からない。」旨陳述しており、訂正請求記録の対象者の請求期間における勤務実態、船員保険の加入の取扱い及び船員保険料の控除について確認できない。

また、船舶所有者名簿及び船舶所有者Aに係る船員保険被保険者名簿によると、同船舶所有者は、昭和26年9月20日に船員保険の適用船舶所有者となっており、請求期間のうち、昭和25年1月1日から昭和26年9月19日までの期間においては適用船舶所有者であったことが確認できない。

さらに、前述の船員保険被保険者名簿には請求期間に訂正請求記録の対象者の氏名等は確認できない上、訂正請求記録の対象者に係る船員保険被保険者台帳にも請求期間の船員保険被保険者記録は確認できない。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が船員保険被保険者として請求期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900010号
厚生局事案番号 : 四国(厚)第1900005号

第1 結論

請求期間について、請求者の請求に係る訂正請求記録の対象者の船員保険原簿の記録訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和16年4月4日から昭和17年8月14日まで
② 昭和18年4月7日から昭和19年2月11日まで
③ 昭和19年6月28日から同年8月12日まで
④ 昭和19年8月12日から昭和26年6月1日まで
⑤ 昭和26年6月1日から昭和27年3月1日まで
⑥ 昭和27年3月1日から昭和43年8月1日まで
⑦ 昭和43年8月1日から昭和55年10月31日まで

夫(訂正請求記録の対象者)が受給していた旧船員保険法の老齢年金に係る被保険者期間について、被保険者期間の計算の特例(実期間等を3分の4倍した期間)を適用した正しい被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

四国厚生支局長は、平成30年5月1日に請求者が行った年金記録の訂正請求に対し、本件訂正請求は、訂正請求することができない記録の訂正を求めており、請求要件を満たしていないことから、不適法な請求であるとして、平成30年8月28日付けで却下とする処分(以下「原処分」という。)を行った。

これに対し、請求者は、厚生労働大臣に対し原処分の取消しを求めて審査請求を行ったところ、同大臣は、請求人の主張は年金額の計算の基礎となる被保険者期間に係

る請求であり、不適法な請求とは言えないとして、本件訂正請求に係る原処分を取り消す旨の裁決がなされたことから、以下のとおり判断する。

請求者は、夫（訂正請求記録の対象者）が受給していた旧船員保険法の老齢年金に係る原簿に記録された被保険者期間について、法律が正しく適用されておらず、同被保険者期間が3分の4倍した期間になっていないとして、当該原簿記録を訂正するよう求めているものと解される。

しかしながら、前述の原簿に記録された被保険者期間については、船員保険被保険者臺帳等に記録された事実関係に基づき、法令の規定を適用した上で記録されたものであることから、記録内容に誤りはない。

以上のことから、請求者の請求に係る訂正請求記録の対象者の船員保険原簿の記録訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国 (受) 第 1800020 号
厚生局事案番号 : 四国 (厚) 第 1900006 号

第1 結論

請求期間について、請求者の請求に係る訂正請求記録の対象者の船員保険原簿の記録訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和16年4月4日から昭和55年10月31日まで
夫 (訂正請求記録の対象者) が受給していた旧船員保険法の老齢年金に係る原簿記録等について、

- i) 「標準報酬月額と標準賞与額の月別状況」を見ると、昭和16年4月から昭和30年5月までの換算金額「12千円」は、[昭和60年5月1日水曜日官報 (号外第53号)] (以下「昭和60年官報」という。) 第53条を適用しているが、この条文には該当しない。当時の給与月額を現在の貨幣価値に換算すると、50円は30万円相当になる。
- ii) 「60年新版 船員保険法解説 (厚生省保険局企画課・社会保険庁医療保険部船員保険課編)」に、平均標準報酬月額を計算する場合においては、戦時加算として加算される期間 (月数) は計算の基礎としないとする解釈があるにもかかわらず、戦時加算の期間 (52か月) が含まれ、平均標準報酬月額が低く計算されている。
- iii) 旧法の厚生年金保険被保険者種別において、船員は第三種被保険者に該当しているところ、「*船保*受給権者原簿記録回答票 (失権・船保)」に、「国庫: 25-000000」の記録があり、「昭和60年官報」の費用の負担に関する事項等において、第三種被保険者に係る国庫負担 (100分の25) の規定があることから、船員は厚生年金保険の被保険者でもあり、厚生年金基金も適用となる。

iv) 昭和 29 年に年金が改正されるまで養老年金の定めがあり、戦時加算の期間 (52 か月) も含めると、支給要件 (被保険者期間 15 年) を満たしている上、年金証書に記載された記号番号「船 01*」についても、廃止になった養老年金の番号の可能性が高い。

v) 戦時加算の期間については、年金以外にも手当がある。

以上のことから、正しい記録に訂正し、正しい年金を支給してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、夫 (訂正請求記録の対象者) が受給していた旧船員保険法の老齢年金に係る [*船保* 受給権者原簿記録回答票 (失権・船保)] (以下「原簿」という。) に記録されている内容に基づき、請求期間当時における法律の適用及び法律の誤った解釈により正しい年金が支給されていなかったとして、原簿記録を訂正するよう求めているものと解されるどころ、

i) 昭和 16 年 4 月から昭和 17 年 7 月までの期間、昭和 18 年 4 月から昭和 19 年 1 月までの期間、同年 6 月から同年 7 月までの期間及び同年 8 月から昭和 30 年 5 月までの期間に係る標準報酬月額 (12 千円) については、船員保険被保険者臺帳等に記録された事実関係に基づき、法令の規定を適用した上で記録されたものであることから、記録内容に誤りはない。

ii) 平均標準報酬月額については、原簿記録に基づき、法令の規定を適用した上で算出した金額が記録されたものであることから、記録内容に誤りはない。

iii) 船員は厚生年金保険の被保険者でもあり、厚生年金基金も適用になるとの主張については、原簿に、「国庫：25-000000」があること等から、船員保険の被保険者期間として記録された期間を、厚生年金保険及び厚生年金基金の被保険者期間としても認めるよう主張しているものと考えられるところ、当該記録については、船員保険被保険者臺帳等に記録された事実関係に基づき、法令の規定を適用した上で記録されたものであることから、記録内容に誤りはない。

iv) 養老年金の支給に係る主張については、原簿に記録された被保険者期間のうち、昭和 16 年 4 月から昭和 29 年 4 月までの期間は、養老年金の被保険者期間として認め、当該年金を支給するよう主張しているものと考えられるところ、原簿に記録された被保険者期間については、船員保険被保険者臺帳等に記録された事実関係に基づき、法令の規定を適用した上で記録されたものであることから、記録内容に誤りはない。

なお、年金証書に記載された「船 01*」の記号番号については、日本年金機構高松広域事務センターによると、「(船 01) は船員保険の老齢年金を意味したものであり、それ以下の番号は、当該年金が裁定された順の番号である。」旨の回答が得られた。

v) 戦時加算の期間については、船員保険被保険者臺帳等に記録された事実関係に基づき、法令の規定を適用した上で記録されたものであることから、記録内容に誤りはない。

なお、戦時加算の期間については、一定の条件で被保険者期間に加算するものである。

以上のことから、請求者の請求に係る訂正請求記録の対象者の船員保険原簿の記録訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900005号
厚生局事案番号 : 四国(国)第1900001号

第1 結論

請求期間について、請求者の請求に係る訂正請求記録の対象者の国民年金原簿の記録訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 被保険者等の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和16年4月4日から昭和17年8月14日まで
② 昭和18年4月7日から昭和19年2月11日まで
③ 昭和19年6月28日から昭和55年10月31日まで

夫(訂正請求記録の対象者)が受給していた旧船員保険法の老齢年金に係る原簿記録について、昭和60年5月1日水曜日官報(号外第53号)第8条第2項により、船員保険の被保険者であった期間は、国民年金の被保険者期間(保険料納付済期間)となるにもかかわらず、当該期間が記録されていないので、正しい記録に訂正し、正しい年金を支給してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、夫(訂正請求記録の対象者)が受給していた旧船員保険法の老齢年金に係る原簿記録について、昭和60年5月1日水曜日官報(号外第53号)第8条第2項の規定が適用されておらず、国民年金の被保険者期間が記録されていないとして、原簿記録を訂正するよう求めているものと解され、当該規定により、船員保険の被保険者期間として記録された期間を、国民年金の被保険者期間(保険料納付済期間)としても認めるよう主張しているものと考えられる。

しかしながら、前述の原簿記録については、船員保険被保険者臺帳等に記録された事実関係に基づき、法令の規定を適用した上で記録されたものであることから、記録内容に誤りはない。

以上のことから、請求者の主張する国民年金原簿の記録訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 四国(受)第1900011号

厚生局事案番号 : 四国(厚)第1900007号

第1 結論

請求期間について、請求者の請求に係る厚生年金保険原簿の記録訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和5年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和16年4月4日から昭和17年8月14日まで

② 昭和18年4月7日から昭和19年2月11日まで

③ 昭和19年6月28日から昭和55年10月31日まで

私が受給している遺族厚生年金について、厚生年金保険法第58条第1項第4号を適用しているが、この条文は間違いである。

亡くなった夫は、大正15年4月1日以前に生まれており、厚生年金保険及び船員保険交渉法が適用されることから、正しい年金を支給してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成9年から自身が受給している新法遺族厚生年金について、亡くなった夫は、大正15年4月1日以前に生まれており、厚生年金保険及び船員保険交渉法が適用されることから、原簿に記録された条文(厚生年金保険法第58条第1項第4号)が誤っているとして、当該原簿記録を訂正するよう求めているものと解される。

しかしながら、前述の原簿に記録された条文については、亡くなった夫に係る受給原簿記録に基づき、法令の規定を適用した上で記録されたものであることから、記録内容に誤りはない。

以上のことから、請求者の請求に係る厚生年金保険原簿の記録訂正を認めることはできない。